

平成27年度ニセコ町教育行政執行方針

平成27年第1回ニセコ町議会定例会の開会にあたり、教育行政の執行方針について説明させていただきます。町議会議員並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今日、我が国においては少子化や高齢化、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や生活環境が大きく変化しております。

それに伴い教育再生に向けた諸改革が進められる中、将来を担う子どもたちが、こうした変化を乗り越え、他者と関わりながら自立した人間として、未来を切り開いていく力を身に付けることが求められております。

そのために、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行う必要があります。実社会や実生活の中で、習得した基礎的な知識、技能を活用しながら、自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に探究し、実践に生かしていけるようにすることが重要です。

本町におきましては、「ニセコ町教育振興基本計画」前期5年間の中間の年である平成27年度において、学校・家庭・地域の三者の協働体制を一層強化し、町ぐるみで「地域と共にある学校づくり」の推進を目指します。

その推進にあたって、

- ① 学校と保護者、地域が目標や課題を共有し、ニセコの環境を生かした特色ある学校づくりの基盤となる「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)導入を目指し、文部科学省の委託事業として2年間の調査研究に取り組みます。
- ② 幼児センターから高校までの連携の充実を一層図る中、ニセコで学び、ニセコを愛する子どもたちの育成を目指した、連携教育・一貫教育のあり方を考える検討協議会を設置し、ニセコスタイルの教育の姿を検討してまいります。

以下、平成27年度の各施策の重点について申し上げます。

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

近年、転入者の増加や少子化・核家族化の進行といった社会的状況の中で、子どもを持つ親は、育児に悩んだり、地域とのつながりを上手にとれなかったり、孤立感を感じたりするなど、子育てに対する身体的・心理的負担が増大しています。このような中で、地域子育て支援センターは、親が安心して子育てを行える環境への改善、向上をめざし、子育て講座や子育て相談、保育開放、預かり保育の充実等、子どもたちが健やかに成長するための支援と各種事業を着実に提供してまいります。

(2) 就学前教育の推進

就学前の教育は、学びの基礎となる体力や豊かな情操、道徳性の芽生えなどを培ううえで大切な役割を果たすとともに、幼児期は人格形成の基礎となる重要な時期であります。幼児センターでは、開設以来、子どもたちに人や自然との触れ合いを通し、基本的な生活習慣や道徳性を育んできました。

本年度も、ニセコならではの豊かな自然との触れ合いを大切にし、幼児の自発的な活動としての遊びを通し、心身の調和の取れた活動を進めてまいります。また、子どもが主体的な遊びを十分に出来るよう、年齢ごとの特性を踏まえた環境整備を進めながら、家庭との連携により、共に安心・安全を感得できる教育体制づくりに努めます。

幼児センター運営においては、「PDC Aサイクル」に基づく評価活動を保育・幼児教育に有効に機能させ、運営改善に生かします。また、英語に触れる機会を継続的に設けるとともに、小学校との「段差」をなくすため、子ども同士、教職員同士の交流をさらに進めてまいります。

本町における人口増加、特に乳幼児数の増加に伴い、保育計画を踏まえた施設増築の検討を本格化させるため、本年度は、幼児センター機能向上工事に向けた実施設計に取り組み、子育て環境の一層の充実を図ってまいります。

(3) 健康・人権教育の推進

子どもの健やかな体を育てるために、学校での体育や部活動の充実に努めるとともに、地域での遊びやスポーツの促進、関係機関等と連携した健康意識の向上に取り組んでまいります。

この中では、学校と家庭、地域の関係機関が連携し、子どもの望ましい生活習慣に関する指導や心身の健康保持増進を図る指導を進めるとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。

幼児の歯・口腔の健康づくりを推進するため、町の関係部局と連携し、虫歯予防教室や食後の歯磨きうがいの実施を進めるとともに、引き続き幼児センターにおいて、フッ化物洗口を安全・安心に十分配慮して実施してまいります。

人権教育や道徳教育の推進については、子どもが地域の歴史や文化、自然を理解し、人々と交流し学ぶ活動や体験、共生・共助に係る教育などに取り組みます。特に、小・中学校において、生命を大切にし、思いやりの心を育む道徳教育の充実と、道徳教材「私たちの道徳」の効果的活用の工夫を図ってまいります。

(4) 学校給食

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。また、望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てるため、栄養教諭による児童生徒への食育指導の推進を図ります。

給食費について、食材価格は値上がりの傾向ですが、保護者の負担軽減を考慮し、本年度も公費負担による給食費値上げ抑制を引き続き行います。また、子育て中の保護者の負担軽減策として、新たに、町内の小・中学校に就学している児童生徒の第3子目以降について減免制度の実施に取り組みます。

給食食材について、献立の工夫や生産者、納入事業者との連携により、地産地消の推進に努めるとともに、安全・安心な給食の提供に取り組んでまいります。

2 生活習慣と社会性の育成

家庭と連携した子どものより良い生活習慣の形成に向けて、「早寝早起き朝ごはん」運動、挨拶や返事、生活リズムの確立等、自主的自律的生活習慣の定着に引き続き取り組んでまいります。

生き方（キャリア）教育の推進として、子どもの夢や希望を広げ、生き方を学ぶ外部人材による特別授業や職業体験を各学校で進めるとともに、子どもをとりまくさまざまな問題への対処、解決に向けて、スクールカウンセラーの配置と活用、教育相談の充実を引き続き行ってまいります。

3 確かな学力の育成

(1) 教育課程の編成と実施

本町が目指す「よく分かる授業」、「集中できる授業」による学習意欲の向上、確かな学力の育成を進めるため、学習指導要領をふまえた適切な教育課程の編成と実施に努めます。このための工夫として、チームティーチング（TT）や少人数教育、習熟度別指導、コンピュータや情報通信技術（ICT）の有効活用など、多様な指導方法に取り組みます。また、「アクティブ・ラーニング」（調査・体験学習など児童生徒の能動的な学習）の導入等、子どもの主体的かつ多様な思考を引き出し伸ばす「楽しい」、「分かる」授業づくりに取り組みます。

このほか、国の全国学力・学習状況調査等の結果を活用した指導方法の工夫改善を進めるとともに、小規模校ならではの教育を生かす複式教育の充実も進めてまいります。

(2) 高等学校教育の推進

ニセコ高等学校では、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、町立高校として地域との密接な連携のもと、町民に信頼され、地域の未来を担い貢献する人材育成、学校づくりに引き続き取り組んでまいります。

この教育理念に基づき、緑地観光科としての特色ある教育課程の編成と実施を進めるとともに、農業クラブ活動や部活動、校内プロジェクト活動など、生徒の主体的な活動の振興を図ります。農業の学習では、学校圃場やハウスを活用し、野菜や花の生態を学び、健康に育て収穫する知識と技能の習得を目指すとともに、観光の学習では、ホスピタリティを念頭に、観光ビジネスに関する知識と技能の習得を目指します。

少子化による入学希望者の減少や、依然として厳しい卒業生の進路選択など、高校運営をとりまく課題は多い状況にあります。国内外に連携のネットワークを広げながら、直面する課題への対策とともに、農業の6次産業化などにも対応した高校教育のあり方や、地域の産業人育成のための今後の学校振興の方向性、戦略について、検討を進めてまいります。

(3) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、一人ひとりの子どもの課題解決を図る特別支援教育を推進し、保護者や関係者との連携と協力に努めます。

幼児期に作成する個別の教育支援計画をもとに、学校が連携し一貫した支援を進めることを基本に、特別支援学級の設置や他校への通級指導のほか、特別支援講師の配置により、必要な教育支援に取り組んでまいります。また、特別支援教育に係る就学奨励制度の運用を行うほか、関係者が連携し協議、対策を進めるニセコ町教育支援委員会の効果的な運営と推進を図ってまいります。

(4) 読書活動の推進

学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、学習交流センター「あそぶっく」の利用を進め、各学校での一斉読書や読み聞かせ活動、学校図書の有効利用を図ります。

学校図書室支援員の継続配置による学校図書室の環境整備や有効活用、選書充実に取り組むほか、学校図書担当者や関係者による協議など、学校、「あそぶっく」、教育委員会が連携し、読書環境の一層の充実と読書習慣の定着を図ります。

4 学校経営の充実

今後も各学校が特色ある教育活動を展開していくため、「ニセコ町学校評価ガイドライン」に基づき、学校評価の取組を通じた学校改善、教育の質の向上に努め、地域から信頼される開かれた学校づくりを進めてまいります。その方策として、アンケート調査などにより児童生徒や保護者の意見を踏まえた学校ごとの評価を行い、学校経営構想に基づく学校活動を着実に進めます。加えて、町全体での学校経営に関する重点目標を定め、学校評価を軸とした幼・小・中・高の連携強化と学校改善を目指した創造的学校マネジメントを推進します。

また、保護者や学校評議員との連携、「学校便り」、学校ブログ（学校ホームページ）、ラジオニセコなどを通じた学校からの情報発信、授業公開や地域と連携した学校行事運営、ふるさと教育の推進などを行ってまいります。

5 教職員の資質能力の向上

教職員一人ひとりが資質・能力を磨き、発揮し、互いに力を合わせて児童生徒の指導にあたることにより、地域から評価される教育成果を挙げることができることから、校内外の研修や授業研究、指導力の向上に向けた授業公開などに積極的に取り組んでまいります。

事業実施3年目となるニセコ町校長会教職員研修事業を有効活用するとともに、後志教育研究会をはじめ教育関係機関との連携のもと、ニセコ町近隣3町村の教職員で構成する第2ブロック研究会の学習指導研究やニセコ町教育研究会の研究活動について促進し、切磋琢磨し合う教職員集団の醸成を進めます。

6 教育環境の充実

(1) 地域の特色を活かした教育の推進

本町における地域の自然環境や人材、まちづくりの取組などの豊富な教育資源を生かし、個性豊かで地域を愛する子どもを育てる教育の充実に努めます。その根幹を成す取組として、本年度から2か年を目途に「地域と共にある学校づくり」を目指した「コミュニティ・スクール」導入への調査研究に着手します。また、本町における今後の義務教育のあり方を展望し、小中学校9年間を通した子ども一人ひとりの個性や能力の伸長と確かな学力の育成を目指してまいります。このため、小中学校が特に連携する「ニセコスタイルの小中一貫教育」のあり方を考える検討協議会を設置し、国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。

このほか、子どもの地域活動への参加促進や地域による学校支援、子ども議会活動、「環境モデル都市ニセコ」としての各学校での環境教育の推進などに取り組みます。また、教育委員による学校訪問や教育行事への参加、教育委員会議の運営、教育委員会活動の適切な外部評価の実施などを通じ、教育委員会運営の一層の充実に努めてまいります。

(2) 安全教育の推進

子どもの安全・安心を確保していくため、自らの安全は自ら守るとの視点に立ちながら、家庭や地域、学校、関係機関が連携し、防犯や交通安全、防災等の安全・危機管理に関する教育、啓発に努めます。

通学路の点検や安全指導等、児童生徒の登下校時の安全確保を進めるほか、交通安全教室や「子ども110番の家」の運用、不審者情報への対応などを進めます。また、各学校における防災訓練や防災対策、いじめや不登校等への早期対応、携帯電話やパソコン等のインターネットによるトラブルや犯罪から子どもたちを守る取組などを推進してまいります。あわせて、いじめの防止について、町と各学校がそれぞれ策定した「いじめ防止基本方針」に基づく「いじめを生まない教育土壌づくり」に、児童生徒の主体的な活動を中心として取り組んでまいります。

(3) 学校施設設備の整備維持

児童生徒が安心して学べる良好な環境を維持するため、また、今後見込まれる児童生徒数の増加や教育環境の変化に確実に対応していくため、学校施設設備の点検や保守管理、整備充実など、適切な営繕と維持に努めます。

老朽化が進むニセコ高等学校屋内体育館について、国の社会資本整備総合交付金の活用による再整備に向け、昨年度の耐震診断結果をもとに基本設計を進めてまいります。また、高校の校舎トイレ環境機能向上工事、中学校物置の更新、今後の更新を見据えたニセコ小学校電気変圧器の劣化診断のほか、各学校施設の修繕、教職員住宅の計画的な営繕を行ってまいります。備品類の整備では、跳び箱やミシンなど教材備品の更新、高校の生徒用机椅子の計画的更新などを進めるとともに、老朽化した給食運搬車の更新を行います。

スクールバスの運行について、昨年度施行された新たな貸切バスの運賃・料金制度に適切に対応するとともに、安全運行に今後も努めてまいります。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習の推進

本年度から始まる「ニセコ町第6期社会教育中期計画」に基づき、生涯学習事業を計画的に推進してまいります。社会教育と学校教育、町の各部局、地域が連携し、すべての町民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学び続ける生涯学習社会の実現を目指し、町民一人ひとりの多様な学習への取組を支援します。

読書活動の推進について、「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書習慣の定着に引き続き努めます。読書活動の拠点である学習交流センター「あそぶっく」を指定管理するあそぶっくの会や学校、地域が連携を深め、より多くの町民が図書に興味や関心を持てるよう、読書環境の充実を図ります。

青少年教育では、地域間や世代間の交流と自然、生活体験から自ら学ぶ心を養うことを目的に、ヘリコプター体験搭乗による郷土学習のほか、鹿児島県薩摩川内市への訪問事業「少年の翼セミナー」、滋賀県高島市の児童生徒受入れなどの交流事業を実施します。これら事業を通じ、歴史や文化の違いを体感し、郷土を見直す機会を提供してまいります。

また、中学高校生を対象とした北海道ジュニアリーダーコースへの参加や、町内の支援団体より協力を得ながら、ニセコ高等学校の生徒を対象とした海外短期留学事業を継続してまいります。

さらに、小学生を対象として放課後にさまざまな遊びや体験活動を行う「放課後子ども教室」を週2回に拡充し実施します。

青年教育では、成人式を継続開催するほか、成人教育では、主体的に学び、生きがいある生活を創造するため、生涯学習に関する情報の提供や学習相談、学習成果の活用を図ります。また、滋賀県高島市マキノ町地区との交流について、人的交流と交流組織「マキノ・ニセコ交流会」への支援を進めてまいります。

高齢者教育では、心身ともに健康で豊かな老後を送るために必要な知識を得ることは勿論のこと、これまで培ってきた経験や知識を若い世代に役立たせることや、生きがいと自立心をもって社会に参加する活動などを支援してまいります。また、趣味や教養の幅を広げ、充実した生活を目指し、魅力ある学習会活動を推進する高齢者学級「寿大学」を引き続き開催します。

(2) 生涯スポーツ活動の振興

スポーツは、体力向上や生活習慣病の予防など心身の健康増進に資するものであり、また、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に貢献します。本年度も、ニセコの自然や人材等の教育資源を生かしたスポーツ活動の推進と充実に取り組んでまいります。この視点から、スキー事業では、町民がより多くスキーを楽しむ機会の拡充として、町内スキー場の協力のもと、子どものシーズン券購入に係る町の助成を増額し、スキー利用の促進と冬季の健康増進、スキー技術の向上を図ってまいります。また、町出身のスポーツ選手とのふれあい事業を実施するほか、道内の一流スポーツ選手を招き、プロフェッショナルな技術と心を学ぶ機会を子どもたち、町民に提供してまいります。

各種スポーツ大会の振興について、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、全町スポーツ大会として「ふれあい町民運動会」、「ソフトボール大会」、「9人制バレーボール大会」を継続して開催するほか、ラジオ体操会の開催、早朝に実施する「歩こう会」活動など、町民の健康増進を図る取組を進めます。あわせて、各種スポーツ競技の向上を支援する「町長杯スポーツ大会」を開催してまいります。

また、体育協会とスポーツ少年団の一体的運営や各団体の課題解決を引き続き支援してまいります。この中では、体育指導者の育成や各種スポーツ事業などについて、関係機関や団体との連携を図りながら実施するなど、町民スポーツ全体の振興、支援に努めます。

北海道日本ハムファイターズとの連携協定が3年目を迎え、ファイターズガールによる女性のための健康教室や、栄養士による「勝つメシ」教室、「ナイター中継から学ぶ野球」などを開催します。このほか、小中学生を対象とした事業として、小学校1年生の水泳及びスキー教室や、野球教室を開催してまいります。また、「ニセコマラソンフェスティバル」は、本年度も実行委員会を組織し、安全面はもとより、意義ある大会となるよう工夫を図りながら運営の支援、協力に努めます。本年度は、参加者が町内の商店等で利用出来るクーポン券を配布し、更なる町のPRと経済活性化にも貢献してまいります。

スポーツ施設の整備充実について、児童生徒の利用が多い町営プールの老朽化が進んでいることから、昨年度策定したプール建設基本構想をもとに、施設の規模や設備の内容、建設場所などの検討をさらに進めます。また、スポーツ施設の多くが老朽化していることに伴い、計画的な改修や修繕が今後必要となることから、本年度は「ニセコ町スポーツ活動・施設全体構想」の策定に取り組みます。

8 文化・芸術の振興

生涯を通じて、心のゆとりやうらおいにつながる文化に親しむことができる環境づくりを進めるため、文化・芸術活動をさらに奨励し、文化協会への支援を行うほか、子どもの芸術鑑賞や文化発表の機会を引き続き提供してまいります。また、ニセコ町民センターや「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術にふれる機会づくりを進めます。

文豪有島武郎を顕彰する有島記念館は、有島武郎やニセコ町に関する貴重な資料の収集、展示のみならず、地域に開かれ有島が愛した美術を核とした美術館的機能や、町の歴史や風土、自然を対象とした郷土博物館的機能などを有します。施設の魅力を一層高め、より多くの来館者が訪れる施設となるよう努めてまいります。このため、有島記念館を軸とした地域遺産活用による地域活性化事業に取り組むほか、企画展や音楽会などの開催、これを通じた若手アーティストの支援にも取り組みながら、文化芸術の発信に努めます。また、館内に喫茶カウンターを設置するなど、町民が気軽に足を運べる施設整備と運営の充実を進めます。

このほか、埋蔵文化財など文化財の保護や伝承、とふるさと意識の醸成、文化・芸術施設の充実を引き続き取り組んでまいります。

9 異文化共生の推進

今日の国際社会における地域人材の育成や地域の発展を展望していくため、異文化共生の推進に取り組んでまいります。

国際理解教育の推進として、各学校に引き続き外国語指導助手（ALT）を配置し、幼児センターから高校まで英語と接する機会を設けるなど、外国語指導の充実をさらに進めます。また、町が配置する国際交流員や町内に滞在する留学生等、異なる文化を持つ人々との積極的交流機会の創設を図ってまいります。

以上、平成27年度の教育行政執行に関する方針を述べましたが、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育をとりまく諸課題へ積極対処していく所存です。本年度も教育行政の推進に特段のご理解とご支援をお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。